

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月14日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第7期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第6期
会計期間	自平成22年3月1日 至平成22年5月31日	自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	自平成22年3月1日 至平成23年2月28日
営業収益 (百万円)	1,245,820	1,122,350	5,119,739
経常利益 (百万円)	52,661	68,213	242,907
四半期(当期)純利益(百万円)	24,294	13,105	111,961
純資産額 (百万円)	1,751,280	1,781,859	1,776,512
総資産額 (百万円)	3,599,894	3,918,112	3,732,111
1株当たり純資産額 (円)	1,900.47	1,919.47	1,927.09
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	27.05	14.83	126.21
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	27.05	14.83	126.15
自己資本比率 (%)	46.6	43.3	45.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	130,765	239,489	310,527
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	68,690	177,249	312,081
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	94,286	48,227	56,258
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	686,030	768,462	656,747
従業員数 (名)	52,881	52,302	50,765

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう、以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社の異動につきましては、「第1 企業の概況 3 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、関係会社の異動は以下のとおりです。

（合併）

当社の連結子会社である株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ、株式会社セブン・キャッシュワークスの両社は、平成23年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社S Eキャピタルを存続会社とする吸収合併により解散いたしました。これに伴い、当第1四半期連結会計期間より株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ、株式会社セブン・キャッシュワークスは連結子会社に該当しなくなりました。

なお、株式会社S Eキャピタルは同日付で株式会社セブン・フィナンシャルサービスに商号変更しております。

また、次の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
(連結子会社) 株式会社セブンCS カードサービス	東京都 千代田区	100	金融関連事業	51.0 (51.0)	-	1	・各種業務の受託 を行っております。

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の(内書)は間接所有であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	52,302 [81,808]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	386 [20]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当第1四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業	203,458	68.8
スーパーストア事業	351,821	97.9
百貨店事業	157,331	96.6
フードサービス事業	6,139	90.7
金融関連事業	1,824	107.8
その他の事業	2,884	102.9
計	723,459	87.3

(注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第1四半期連結会計期間における売上実績(営業収益のうちの売上高)をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(百万円)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業	232,223	61.9
スーパーストア事業	480,801	99.0
百貨店事業	206,278	94.4
フードサービス事業	17,910	88.9
金融関連事業	1,997	114.5
その他の事業	4,193	92.2
計	943,404	85.3

(注) 1 米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、従来、フランチャイジーによる売上高を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、当第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。

2 当社の連結子会社であります株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.のチェーン全店売上高はそれぞれ、765,398百万円、353,846百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、これらのうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高(チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額)を加えた場合、上表合計金額は、1,836,852百万円になります。

3 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

4 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における小売業を取り巻く環境は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響を受けて、弱含みのまま推移いたしました。個人消費におきましては、震災直後は商品供給体制の混乱や自粛ムードの拡がりはあったものの、その後は復興需要もあり緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、今後の本格的な景気回復に向けては依然として不透明な状況となりました。

当社グループでは東北地方の店舗を中心に東日本大震災の被害を受けましたが、小売業としての社会的使命を果たすため、一日も早い営業再開と安定的な商品供給の継続に向けてグループ一丸となった取り組みを進めました。

このような環境の中、当第1四半期連結会計期間における営業収益は、北米のコンビニエンスストア事業の営業収益の計上方法の変更などにより1,122,350百万円（前年同期比90.1%）となりました。営業利益は、主にスーパーストア事業と国内コンビニエンスストア事業の増益により68,228百万円（前年同期比130.1%）、経常利益は、68,213百万円（前年同期比129.5%）となりました。また、四半期純利益は、特別損失におきまして東日本大震災の発生に伴う災害による損失18,124百万円と資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額22,500百万円を計上したことなどにより13,105百万円（前年同期比53.9%）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、従来、フランチャイジーによる売上高を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。

当第1四半期連結会計期間のセグメントの営業概況は以下のとおりであります。

コンビニエンスストア事業

国内におきましては、株式会社セブン・イレブン・ジャパンが平成23年3月に鹿児島県へ出店地域を拡大するなど積極的な出店を推進した結果、同年5月末時点の店舗数は39都道府県で13,306店舗（前連結会計年度末比74店舗増）となりました。販売面では「近くて便利なお店」の実現に向けて、質の高いファスト・フード商品の開発に引き続き注力するとともに、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」を中心とした品揃えを強化いたしました。なお、東日本大震災におきましては、東北地方と関東地方における一部店舗の営業が休止したことに加え、専用工場や配送センターが被災したことにより一時的に商品供給が停止するなどの影響がありました。早急な復旧にむけて全社一丸となった取り組みを進めたことにより、4月上旬にはほぼ通常の営業体制が可能となりました。さらに、被災地に向けた商品供給を優先的に実施するとともに、被災地以外におきましても震災後の自粛ムードを払拭することを目的に様々なキャンペーンを積極的に展開いたしました。これらの結果、既存店売上高伸び率は前年を大幅に上回って推移いたしました。なお、自营店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は765,398百万円（前年同期比110.3%）となりました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc.が平成23年3月末時点でフランチャイズ店の5,107店舗（前連結会計年度末比43店舗増）を含む6,636店舗（同26店舗増）を展開しております。ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発及び販売に引き続き注力したことに加え、タバコの売上が伸長したことにより、ドルベースの米国既存店商品売上高伸び率は前年を上回りました。なお、自营店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上高は、為替の円高影響はあったものの主にガソリン単価の伸長により、前年同期比102.7%の353,846百万円となりました。

中国におきましては、セブン・イレブン北京有限公司が平成23年3月末時点で103店舗（前連結会計年度末比3店舗増）を展開しており、96店舗は北京市市内にて、7店舗は天津市市内にてそれぞれ運営しております。また、同年3月にはセブン・イレブン成都有限公司が4店舗を出店いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のコンビニエンスストア事業における営業収益は375,121百万円（前年同期比77.9%）、営業利益は44,875百万円（前年同期比110.6%）となりました。

スーパーストア事業

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が平成23年5月末時点で171店舗（前連結会計年度末比1店舗増）を運営しております。衣料品分野では、機能性肌着等のオリジナル商品の開発・販売を強化するとともに、商品の価値を訴求するためにメディアを活用したプロモーションを推進いたしました。食品を中心とした頻度品におきましては、グループの調達力を活用しながら安定的な商品供給に注力するとともに、東北地方で生産された商品を積極的に展開するなど、被災地を応援するキャンペーンも実施いたしました。既存店売上高伸び率は昨年実施した大型セールを抑制したことなどにより前年割れとなりましたが、値下げロスの低減などにより収益性は改善いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、平成23年5月末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に171店舗（前連結会計年度末比1店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に66店舗（同1店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルでは東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、懸命の復旧作業によって同年4月末にはほぼ全店舗での通常営業が可能となりました。また、一日も早い地域の復興に向けて、お取引様にご協力いただくとともに、グループ各社との連携を図りながら商品を安定的に供給することに注力いたしました。

中国におきましては、平成23年3月末時点で北京市に総合スーパー8店舗と食品スーパー1店舗、四川省成都市に総合スーパー4店舗をそれぞれ展開しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のスーパーストア事業における営業収益は489,903百万円（前年同期比99.1%）、営業利益は14,490百万円（前年同期比318.8%）となりました。

百貨店事業

百貨店事業におきましては、最大の基幹店舗である西武池袋本店における店舗改装の効果を最大化するとともに、改装の成功事例を他の基幹店舗へ波及する取り組みを進めました。また、平成23年4月には利便性の向上によるカード利用の活性化を目的としてポイントカード制度を変更いたしました。制度変更に合わせて積極的なキャンペーンを実施することで、新規顧客の獲得に加え、カード会員様の満足度を高めることに注力いたしました。既存店売上高伸び率は4月以降に急回復したものの、震災の影響による営業時間の短縮により3月の売上が特に厳しく推移したため前年割れとなりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の百貨店事業における営業収益は209,568百万円（前年同期比94.5%）、営業利益は1,231百万円（前年同期比880.9%）となりました。

フードサービス事業

レストラン事業部門におきまして主力アイテムのメニュー強化による既存店舗の活性化を図ったものの、震災に伴う営業時間短縮などの影響を受け、既存店売上高伸び率は前年を下回りました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のフードサービス事業における営業収益は18,275百万円（前年同期比89.1%）、前年同期から55百万円改善の5百万円の営業損失となりました。

金融関連事業

株式会社セブン銀行におきましては、平成23年5月末時点のATM設置台数が15,553（前連結会計年度末比197台増）まで拡大しましたが、主に法改正に伴う貸金業提携先のキャッシング取引件数の減少により、当第1四半期連結会計期間中の1日1台当たり平均利用件数につきましては111.9件（前年同期差2.9件減）となりました。一方、「nanaco（ナナコ）」の発行総件数は約1,330万件（前連結会計年度末比約45万件増）となりました。また、同年4月には百貨店事業にかかる提携カード事業のサービス強化を目的に、株式会社セブンCSカードサービスを連結子会社といたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の金融関連事業における営業収益は30,159百万円（前年同期比108.7%）、営業利益は7,421百万円（前年同期比97.8%）となりました。

その他の事業

その他の事業におきましては、主に株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントが新規に連結されたことにより、営業収益は11,511百万円（前年同期比145.3%）、営業利益は前年同期から876百万円改善の621百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ111,715百万円増加し768,462百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得た資金は、239,489百万円(前年同期比183.1%)となりました。これは、税金等調整前四半期純利益は19,531百万円減少しましたが、銀行業におけるコールローンの純増減が101,600百万円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は、177,249百万円(前年同期比258.0%)となりました。これは、株式会社セブンCSカードサービスの株式取得による支出が18,276百万円、同社の事業承継による支出が135,794百万円と、それぞれ発生したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得た資金は、48,227百万円(前年同期は94,286百万円の支出)となりました。これは、短期借入金の純増減が90,734百万円増加したこと、自己株式の取得による支出が47,275百万円減少したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等の完了は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	11,089	平成23年3月 ～平成23年5月
7-Eleven, Inc.	米国 テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	12,923	平成23年1月 ～平成23年3月
株式会社イトーヨーカ堂	アリオ上田店 長野県上田市	スーパーストア事業	店舗新設	10,212	平成23年4月
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス事業	店舗新設・改装等	77	平成23年3月 ～平成23年5月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	A T M等	3,571	平成23年3月 ～平成23年5月

なお、当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

重要な設備の新設等

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月14日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	15,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年5月1日 至平成40年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,070 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会議決が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	679
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	67,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年8月7日 至平成50年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,113 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年2月28日 至平成41年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,045 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,025
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	102,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成22年2月28日 至平成51年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,111 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	211
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	21,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成23年2月28日 至平成42年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,850 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第5回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の定時株主総会および平成22年6月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	977
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	97,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成23年2月28日 至平成52年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,689 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当該承認日の翌日から30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株主譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第6回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日	-	886,441	-	50,000	-	875,496

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,958,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 882,751,700	8,827,517	-
単元未満株式	普通株式 731,483	-	-
発行済株式総数	886,441,983	-	-
総株主の議決権	-	8,827,517	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年5月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,958,800	-	2,958,800	0.33
計	-	2,958,800	-	2,958,800	0.33

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高(円)	2,328	2,150	2,157
最低(円)	1,755	1,970	2,003

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの執行役員の変動は、次のとおりであります。

新任執行役員

役名	職名	氏名	就任年月日
執行役員	広報センター シニアオフィサー	山口 公義	平成23年6月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）および前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）および前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	617,227	654,833
受取手形及び売掛金	279,385	122,411
営業貸付金	79,480	60,269
有価証券	170,535	26,534
商品及び製品	146,558	158,511
仕掛品	106	32
原材料及び貯蔵品	3,018	2,567
前払費用	34,087	31,109
繰延税金資産	34,053	30,875
その他	256,809	323,098
貸倒引当金	5,022	3,650
流動資産合計	1,616,239	1,406,594
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	535,405	519,957
工具、器具及び備品(純額)	121,627	122,610
土地	585,356	581,185
リース資産(純額)	14,432	12,754
建設仮勘定	11,784	9,640
その他(純額)	2,283	1,675
有形固定資産合計	1,270,890	1,247,823
無形固定資産		
のれん	178,798	172,186
ソフトウェア	34,269	34,050
その他	118,972	118,418
無形固定資産合計	332,040	324,655
投資その他の資産		
投資有価証券	156,500	227,371
長期貸付金	18,471	18,675
前払年金費用	9,125	9,978
差入保証金	414,032	418,585
建設協力金	8,806	8,743
繰延税金資産	40,746	20,717
その他	56,274	55,356
貸倒引当金	5,499	6,450
投資その他の資産合計	698,456	752,979
固定資産合計	2,301,387	2,325,459
繰延資産		
創立費	54	58
開業費	430	-
繰延資産合計	484	58
資産合計	3,918,112	3,732,111

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	328,642	284,795
短期借入金	194,100	108,330
1年内返済予定の長期借入金	120,908	127,187
1年内償還予定の社債	36,000	36,100
未払法人税等	32,243	51,007
未払費用	72,213	75,300
預り金	166,156	138,527
販売促進引当金	14,797	16,261
賞与引当金	24,521	13,685
役員賞与引当金	55	301
商品券回収損引当金	2,207	2,544
災害損失引当金	5,300	-
銀行業における預金	281,694	275,696
その他	207,778	218,991
流動負債合計	1,486,620	1,348,728
固定負債		
社債	263,974	263,973
長期借入金	174,834	177,225
コマーシャル・ペーパー	18,458	8,177
繰延税金負債	41,972	35,955
退職給付引当金	3,528	3,356
役員退職慰労引当金	2,126	2,292
長期預り金	55,580	56,048
資産除去債務	40,669	-
その他	48,488	59,840
固定負債合計	649,632	606,871
負債合計	2,136,253	1,955,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	526,893	526,899
利益剰余金	1,221,694	1,234,204
自己株式	7,213	7,320
株主資本合計	1,791,373	1,803,783
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,727	3,226
繰延ヘッジ損益	159	328
為替換算調整勘定	97,075	104,167
評価・換算差額等合計	95,506	101,268
新株予約権	884	981
少数株主持分	85,107	73,016
純資産合計	1,781,859	1,776,512
負債純資産合計	3,918,112	3,732,111

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
営業収益	1,245,820	1,122,350
売上高	1,105,731	943,404
売上原価	824,911	718,111
売上総利益	280,819	225,292
その他の営業収入	¹ 140,089	¹ 178,945
営業総利益	420,908	404,238
販売費及び一般管理費	² 368,472	² 336,009
営業利益	52,436	68,228
営業外収益		
受取利息	1,352	1,225
持分法による投資利益	277	557
その他	1,199	645
営業外収益合計	2,829	2,428
営業外費用		
支払利息	1,326	1,108
社債利息	454	721
その他	823	614
営業外費用合計	2,604	2,444
経常利益	52,661	68,213
特別利益		
固定資産売却益	140	315
貸倒引当金戻入額	102	474
受取補償金	335	-
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	-	4,645
その他	342	680
特別利益合計	922	6,115
特別損失		
固定資産廃棄損	1,436	1,500
減損損失	1,587	2,125
災害による損失	-	³ 18,124
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	22,500
その他	1,611	660
特別損失合計	4,635	44,912
税金等調整前四半期純利益	48,948	29,417
法人税、住民税及び事業税	23,514	31,412
法人税等調整額	1,751	17,732
法人税等合計	21,762	13,679
少数株主損益調整前四半期純利益	-	15,737
少数株主利益	2,891	2,631
四半期純利益	24,294	13,105

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	48,948	29,417
減価償却費	31,250	32,470
減損損失	1,587	2,125
受取利息	1,352	1,225
支払利息及び社債利息	1,780	1,829
持分法による投資損益(は益)	277	557
固定資産売却益	140	315
固定資産廃棄損	1,436	1,500
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	-	4,645
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	22,500
売上債権の増減額(は増加)	17,648	20,005
営業貸付金の増減額(は増加)	1,009	1,863
たな卸資産の増減額(は増加)	743	6,218
仕入債務の増減額(は減少)	27,764	42,919
預り金の増減額(は減少)	28,792	39,995
銀行業における借入金の純増減(は減少)	11,700	2,800
銀行業における預金の純増減(は減少)	2,709	5,998
銀行業におけるコールローンの純増減(は増加)	4,000	97,600
銀行業におけるコールマネーの純増減(は減少)	16,500	13,300
A T M未決済資金の純増減(は増加)	69,995	144
その他	18,148	60,598
小計	177,129	295,207
利息及び配当金の受取額	748	652
利息の支払額	1,557	1,916
法人税等の支払額	45,553	54,454
営業活動によるキャッシュ・フロー	130,765	239,489
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	34,033	44,531
有形固定資産の売却による収入	812	926
無形固定資産の取得による支出	3,971	3,649
投資有価証券の取得による支出	82,985	46,854
投資有価証券の売却による収入	78,147	89,701
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	18,276
貸付けによる支出	90	90
貸付金の回収による収入	226	237
差入保証金の差入による支出	3,403	5,416
差入保証金の回収による収入	8,886	8,777
預り保証金の受入による収入	1,151	2,290
預り保証金の返還による支出	1,153	2,611
地区再開発事業補助金による収入	-	2,545
事業承継による支出	-	135,794
譲渡性預金の預入による支出	40,000	-
定期預金の払戻による収入	11,706	5,241
その他	3,983	29,744
投資活動によるキャッシュ・フロー	68,690	177,249

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	8,000	82,734
長期借入れによる収入	13,300	8,000
長期借入金の返済による支出	12,335	16,693
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	98,750	92,384
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	91,315	88,827
社債の償還による支出	20,285	100
配当金の支払額	24,504	24,922
少数株主からの払込による収入	-	222
少数株主への配当金の支払額	-	127
自己株式の取得による支出	47,276	1
その他	2,619	4,438
財務活動によるキャッシュ・フロー	94,286	48,227
現金及び現金同等物に係る換算差額	920	1,247
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,289	111,715
現金及び現金同等物の期首残高	717,320	656,747
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 686,030	1 768,462

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間において株式会社セブンCSカードサービスの株式を取得したため、連結子会社が1社増加しております。また、当社の連結子会社である株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ、株式会社セブン・キャッシュワークスの両社は、平成23年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社SEキャピタルを存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社SEキャピタルは同日付で株式会社セブン・フィナンシャルサービスに商号変更しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 83社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益は435百万円、税金等調整前四半期純利益は22,936百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は33,233百万円であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p> <p>これに伴い、連結子会社の資産および負債の評価方法について、部分時価評価法から全面時価評価法へ変更しております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p> <p>(3) 7-Eleven, Inc.におけるフランチャイズに係る会計処理の変更について</p> <p>米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識しておりましたが、コンビニエンスストア事業における会計処理の整合性を考慮し、当第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更しております。</p> <p>この変更により、営業収益は118,407百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(4) 7-Eleven, Inc.におけるたな卸資産の評価方法の変更について</p> <p>米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、たな卸資産の評価方法について、従来、後入先出法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、先入先出法(ガソリンは総平均法)に変更しております。</p> <p>これは、最近の大幅な価格変動により、たな卸資産の連結貸借対照表計上額と時価の乖離が顕著になっており、価格変動を連結貸借対照表計上額に反映させ財政状態を適切に表示するためであります。</p> <p>この変更により、4,645百万円を特別利益に計上し、税金等調整前四半期純利益は同額増加しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
(四半期連結貸借対照表) 前連結会計年度まで、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました 7-Eleven, Inc. の「資産除去債務」は、当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」等を適用したことにより、区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度末の固定負債の「その他」に計上されていた 7-Eleven, Inc. の「資産除去債務」は 7,056百万円であります。
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
(重要な繰延資産の処理方法) 開業費 5年間(定額)で償却しております。但し、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。	
(重要な引当金の計上基準) 災害損失引当金 東日本大震災により被害を受けた建物、設備等の原状回復に要する費用等に備えるため、当第1四半期連結会計期間末における当該損失見積額を計上しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額 1,248,334百万円	有形固定資産の減価償却累計額 1,227,077百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)																																		
<p>1 株式会社セブン・イレブン・ジャパンの加盟店からの収入101,911百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は665,612百万円であります。</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>宣伝装飾費</td><td>25,106百万円</td></tr> <tr><td>従業員給与・賞与</td><td>88,456百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>9,873百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>4,184百万円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>65,570百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>29,813百万円</td></tr> </table> <p>3</p>	宣伝装飾費	25,106百万円	従業員給与・賞与	88,456百万円	賞与引当金繰入額	9,873百万円	退職給付費用	4,184百万円	地代家賃	65,570百万円	減価償却費	29,813百万円	<p>1 株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.の加盟店からの収入111,703百万円、26,749百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高はそれぞれ742,432百万円、150,863百万円であります。</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>宣伝装飾費</td><td>26,377百万円</td></tr> <tr><td>従業員給与・賞与</td><td>83,517百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>10,407百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>4,384百万円</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>62,885百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>31,077百万円</td></tr> </table> <p>3 災害による損失は、東日本大震災に関連する損失であり、内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>商品の滅失</td><td>2,600百万円</td></tr> <tr><td>建物・設備等の滅失及び原状回復費用等</td><td>9,190百万円</td></tr> <tr><td>営業停止期間中の固定費</td><td>4,149百万円</td></tr> <tr><td>その他復旧等に係る費用</td><td>2,184百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>18,124百万円</td></tr> </table> <p>上記金額には、災害損失引当金繰入額5,300百万円を含んでおります。</p>	宣伝装飾費	26,377百万円	従業員給与・賞与	83,517百万円	賞与引当金繰入額	10,407百万円	退職給付費用	4,384百万円	地代家賃	62,885百万円	減価償却費	31,077百万円	商品の滅失	2,600百万円	建物・設備等の滅失及び原状回復費用等	9,190百万円	営業停止期間中の固定費	4,149百万円	その他復旧等に係る費用	2,184百万円	計	18,124百万円
宣伝装飾費	25,106百万円																																		
従業員給与・賞与	88,456百万円																																		
賞与引当金繰入額	9,873百万円																																		
退職給付費用	4,184百万円																																		
地代家賃	65,570百万円																																		
減価償却費	29,813百万円																																		
宣伝装飾費	26,377百万円																																		
従業員給与・賞与	83,517百万円																																		
賞与引当金繰入額	10,407百万円																																		
退職給付費用	4,384百万円																																		
地代家賃	62,885百万円																																		
減価償却費	31,077百万円																																		
商品の滅失	2,600百万円																																		
建物・設備等の滅失及び原状回復費用等	9,190百万円																																		
営業停止期間中の固定費	4,149百万円																																		
その他復旧等に係る費用	2,184百万円																																		
計	18,124百万円																																		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)																
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預金</td><td>594,013</td></tr> <tr><td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金及び譲渡性預金</td><td>57,983</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>686,030</td></tr> </table> <p>2</p>	現金及び預金	594,013	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	150,000	預入期間が3か月を超える定期預金及び譲渡性預金	57,983	現金及び現金同等物	686,030	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日現在) (百万円)</p> <table> <tr><td>現金及び預金</td><td>617,227</td></tr> <tr><td>有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td><td>170,500</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金及び譲渡性預金</td><td>19,264</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>768,462</td></tr> </table> <p>2 当第1四半期連結会計期間の「事業承継による支出」は、株式会社セブンCSカードサービスによる株式会社クレディセゾンからの事業承継対価の支払いであります。</p>	現金及び預金	617,227	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	170,500	預入期間が3か月を超える定期預金及び譲渡性預金	19,264	現金及び現金同等物	768,462
現金及び預金	594,013																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	150,000																
預入期間が3か月を超える定期預金及び譲渡性預金	57,983																
現金及び現金同等物	686,030																
現金及び預金	617,227																
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	170,500																
預入期間が3か月を超える定期預金及び譲渡性預金	19,264																
現金及び現金同等物	768,462																

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 886,441千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,935千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 729百万円
連結子会社 154百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	25,621	29	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

	コンビニエ ンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	481,262	492,367	221,579	20,268	24,361	5,979	1,245,820	-	1,245,820
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	150	1,830	125	239	3,394	1,943	7,684	(7,684)	-
計	481,412	494,198	221,705	20,508	27,756	7,923	1,253,504	(7,684)	1,245,820
営業利益又は 営業損失()	40,591	4,545	139	61	7,584	255	52,543	(107)	52,436

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

2 各事業区分の主な内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) コンビニエンスストア事業 | セブン - イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア |
| (2) スーパーストア事業 | 総合スーパー、食品スーパー、専門店等 |
| (3) 百貨店事業 | 株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業 |
| (4) フードサービス事業 | レストラン事業、コントラクトフード事業(社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託)、ファストフード事業 |
| (5) 金融関連事業 | 銀行、クレジットカード、リース等 |
| (6) その他の事業 | IT事業、サービス等 |

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	872,857	348,516	24,446	1,245,820	-	1,245,820
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	116	660	-	776	(776)	-
計	872,973	349,177	24,446	1,246,596	(776)	1,245,820
営業利益	50,234	1,518	668	52,421	15	52,436

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成22年3月1日至平成22年5月31日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
海外営業収益	348,516	24,446	372,963
連結営業収益	-	-	1,245,820
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	28.0	1.9	29.9

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、提供する商品とサービスおよび販売形態により各事業会社を分類し、「コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、セブン・イレブンの名称による直営方式及びフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアを運営しております。「スーパーストア事業」は、総合スーパー、食品スーパー、専門店等を運営しております。「百貨店事業」は、株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業を行っております。「フードサービス事業」は、レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業を行っております。「金融関連事業」は、銀行業、クレジットカード事業、リース事業等を行っております。「その他の事業」は、IT事業、サービス事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	コンビニ エンス ストア 事業	スーパー ストア 事業	百貨店 事業	フード サービ ス事業	金融関連 事業	その他の 事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	374,999	487,492	209,269	18,023	26,480	6,085	1,122,350	-	1,122,350
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	122	2,410	299	251	3,678	5,426	12,189	12,189	-
計	375,121	489,903	209,568	18,275	30,159	11,511	1,134,539	12,189	1,122,350
セグメント利益又は 損失()	44,875	14,490	1,231	5	7,421	621	68,633	404	68,228

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 404百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要な影響を及ぼすものではありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(参考情報)

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)

(単位:百万円)

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客に対する営業収益	859,680	237,715	24,954	1,122,350	-	1,122,350
所在地間の内部営業収益 又は振替高	126	54	9	190	190	-
計	859,807	237,769	24,964	1,122,541	190	1,122,350
営業利益	66,652	568	1,002	68,223	5	68,228

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,919.47円	1株当たり純資産額	1,927.09円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	27.05円	1株当たり四半期純利益金額	14.83円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	27.05円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14.83円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	24,294	13,105
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	24,294	13,105
期中平均株式数(千株)	897,994	883,473
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	1
(うち少数株主利益)	(0)	(1)
普通株式増加数(千株)	252	365

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月14日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月14日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、米国連結子会社の7-Eleven, Inc.は、従来、フランチャイジーによる売上高、売上原価、販管費を同社の財務諸表に含めて認識していたが、当第1四半期連結会計期間より、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識する会計処理に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。